

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～車両系建設機械の走行範囲内への立入禁止措置を講じなかった疑い～

江南労働基準監督署（署長 梅本 嘉一）は、令和6年10月25日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁一宮支部に書類送検した。

### 記

#### 1 被疑者

株式会社萬里ほか1名

（本店所在地：愛知県名古屋市中村区稲葉地町

事業内容：金属・非金属を含む産業廃棄物の回収、販売事業）

#### 2 被疑条文

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第158条第1項（接触の防止）

労働基準法第119条第1号（罰則）

労働基準法第122（両罰規定）

#### 3 災害の概要

令和6年6月6日、愛知県丹羽郡扶桑町にある株式会社萬里作業場敷地内において、被疑者が解体用つかみ機を使用して作業をしていたところ、解体用つかみ機の後方に男性労働者（74歳）が立ち入り、後退してきた解体用つかみ機に轢かれ両足を切断する災害が発生した。

#### 4 被疑内容

車両系建設機械を用いて作業を行うにあたり、誘導者を配置せず、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせた疑い。